

# 入札説明書

「大阪市立磯路小学校ほか2校給食調理・配送・配膳等  
業務委託長期継続（概算契約）（その2）」

大阪市教育委員会事務局

## 目 次

1	総合評価一般競争入札に付する事項	1
2	入札参加者の資格に関する事項	1
3	開札までの手続等に関する事項	1
4	提案書等に関する事項	5
5	落札者の決定方法等に関する事項	6
6	契約に関する事項	7
7	その他	7

## 1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 公告日 : 令和8年2月27日(金)
- (2) 契約担当: 大阪市教育委員会事務局 総務部総務課(調達グループ)  
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階  
電話 06-6208-9078
- (3) 案件名称: 大阪市立磯路小学校ほか2校給食調理・配送・配膳等業務委託長期継続(概算契約)(その2)
- (4) 履行期間: 令和8年8月1日から令和11年7月31日
- (5) 履行場所: 大阪市立磯路小学校、大阪市立弁天小学校、大阪市立市岡中学校

## 2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められたものは入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同網別表に掲げるいずれの措置要件も該当しないこと。
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「08:給食・配膳 01:給食・配膳作業」で登録していること。
- (5) 次のア～ウの要件をすべて満たしていること。
  - ア 学校給食法における単独調理場で継続して3年以上の契約履行実績があること。
  - イ 令和4年度以降、日本国内の学校給食施設において食中毒・衛生事故等による営業上の行政処分を受けたことがないこと。
  - ウ 製造物責任法(平成6年法律第85号)に基づく賠償責任保険の加入について誓約できること。

## 3 開札までの手続等に関する事項

### (1) 入札説明書等の交付期間及び交付場所等

- ア 交付期間: 公告日から令和8年3月12日(木)の午後5時00分まで交付する。  
ただし、担当部局(1-(2)に同じ)での交付は本市の休日を除く午前9時から午後5時00分まで(午後0時15分から午後1時までの間を除く。)
- イ 交付場所: 教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局(1-(2)に同じ)
- ウ 費用: 無償により交付する。
- エ 交付資料:

資料1	入札説明書
資料2	仕様書
資料3	提案書作成要領
資料4	落札者決定基準
資料5	業務委託契約書
資料6	入札参加資格申請等に係る様式 様式A 【入札参加資格申出等に係る様式】 様式A-1 総合評価一般競争入札参加申請書 様式A-2 契約履行実績調書 様式A-3 誓約書 様式B 質問票 様式C 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書 様式D 入札辞退届
資料7	提案書に係る様式 様式1 提案書等提出届 様式2 提案書表紙（正本） 様式3 提案書表紙（副本） 様式4～6 事業実施運営に関する提案書 様式7～10 調理従事体制等に関する提案書 様式11 調理工程に関する提案書 様式12 事故発生時の対応に関する提案書

## (2) 入札参加資格の審査及び通知

- ア 入札参加希望者は入札参加資格申出等に係る様式（様式A）を提出し、資格の審査を受けなければならない。
- イ 入札参加申請受付期間及び受付場所等  
受付期間：公告日から令和8年3月12日（木）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時00分まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）  
受付場所：担当部局（1－（2）に同じ）に持参
- ウ 入札参加資格の審査結果は、令和8年3月18日（水）付けで書面により通知する。
- エ 入札参加資格を認められた申請者には、同日より担当部局（1－（2）に同じ）において、事業請負申込書（以下「入札書」という。）等を交付する。
- オ 入札参加資格を認められなかった申請者には、理由を付して通知する。
- カ 入札参加資格を認められなかった申請者は、本市に対してその理由についての説明を求めることができる。

- (ア) 説明を求める場合には、令和8年3月25日（水）午前10時までに「入札参加資格がないと認められた理由の説明要求書」（様式C）を持参して提出しなければならない。
  - (イ) 提出先については担当部局（1－（2）に同じ）
  - (ウ) 説明を求められたときは、令和8年4月2日（木）付けで書面で回答する。
- キ 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

### (3) 質問事項の受付・締切・回答について

- ア 本入札にかかる質問は、「質問票」（様式B）により、電子メールにて下記担当宛て送信すること。
    - ※ 電子メールの件名には「大阪市立学校給食調理等業務委託 質問票」と明記すること。
    - ※ 「質問票」の電子ファイルは、Microsoft 365で読み込み可能なExcelで作成すること。
- （質問事項受付担当）

大阪市教育委員会事務局指導部保健体育担当：ua0008@city.osaka.lg.jp

- イ 質問の受付は、令和8年3月18日（水）から令和8年3月25日（水）午後5時00分までとする。締切り以降の質問については、受け付けない。
- ウ 質問の回答については、令和8年4月2日（木）付けで大阪市教育委員会事務局ホームページ「教育委員会 業務委託入札案件」の当該案件ページに掲載する。

なお、質問に対する回答のほか、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札日時までに内容を確認すること。

[https://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku\\_nyusatsuanken/kyoiku/0000674168.html](https://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/kyoiku/0000674168.html)

### (4) 入札執行日時及び場所等

- ア 日時：令和8年4月8日（水）午前10時
  - ※ 再度入札を行う場合があるので、入札参加者若しくはその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会うことができない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
  - また、再度入札の際は提案書の差し替えは認めないものとする。
- イ 場所：大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階  
大阪市教育委員会事務局入札室

### (5) 入札に参加することができない者

- ア 入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- イ 入札参加資格を認められたもので、入札参加資格の審査結果通知時より入札執行日時までの間において、「2入札参加者の資格に関する事項」の要件を満たさなくなった者

### (6) 入札保証金等

- ア 入札保証金（見積もった契約希望金額の100分の3以上）免除  
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額

に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

イ 契約保証金

要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

ウ 保証人

不要

**(7) 入札方法等に関する事項**

ア 落札者の決定は総合評価一般競争入札方式で行うので、入札参加者は提案書等を作成し、入札書を提出しなければならない。

入札書の提出に当たっては、日付、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入すること。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に別途委任状を作成し、提出するものとする。

ウ 落札者の決定に当たって、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の【金額】欄には、総額（本業務に要する一切の諸経費を含めた金額）を記載すること。

**(8) 開札の日時及び場所**

入札終了後直ちに（4）イにおいて行う。

**(9) 開札に関する事項**

開札は、入札参加者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

**(10) 入札の無効**

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 契約規則第28条第1項に該当する入札

イ 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札

ウ 本市が交付した入札書を用いないで行った入札

エ 入札書とともに提案書等関係書類を提出しない場合の入札

オ 総合評価一般競争入札参加申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

カ 開札後落札決定までに、入札参加者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札

キ 再度入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札

#### (11) 入札の中止等

ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

イ 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、上記ア、イの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

#### (12) 入札の辞退

入札参加者は、いつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、できるだけ早い段階で連絡すること。この場合、「入札辞退届」（様式D）を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

#### (13) その他

ア 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ その他、本入札執行については、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」、「地方自治法施行令」、及び「契約規則」の定めるところによる。

エ 「仕様書」（資料2）の著作権は本市に帰属する。本件以外での使用に当たっては、本市からの文書による許可を必要とする。

## 4 提案書等に関する事項

本総合評価一般競争入札は、本件の仕様書等に基づき入札参加者より提案を求めるものである。

### (1) 提案書等提出の日時及び場所

ア 日時：3－(4)－アに同じ

イ 場所：3－(4)－イに同じ

### (2) 提案書等の記載内容

提案書等の記載内容・要領については、「提案書作成要領」（資料3）に基づくこと。

### (3) 提出書類

提案書等については、以下のものを必要部数作成すること。

ア 提案書等提出届（様式1） 1部

イ 提案書（正本）（商号又は名称のあるもの1部（A4縦置き袋綴じ）

ウ 提案書（副本）（商号又は名称のないもの5部（A4縦置き袋綴じ）

※ 副本には、提案者が特定または推測できる事項（法人名、住所、電話等、現在の受注校名等）を記載しないこと。なお、パンフレット等で法人名等が印刷されたものを使用する場合でも、副本にはマスキングの処理を行うこと。

#### (4) 提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書は本件の「仕様書」（資料2）等を基に作成する。

採用された提案書等に記載されている事項に関しては、本市の判断により、本件の委託範囲内に含めることがある。

#### (5) 提案書等の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本件において公表等が特に必要と認める場合は、本市は、提案書等の全部又は一部を使用できるものとするが、契約に至らなかった入札参加者の提案書等については、本件の公表以外には使用しないが、返却については行わない。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

また、提案書等について説明聴取及び質疑を実施する場合もある。実施の場合のみ、別途要領、日時等を通知する。

## 5 落札者の決定方法等に関する事項

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」（資料4）に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において、総得点の最も高い提案者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、「大阪市立学校給食調理等業務委託落札者評価会議」の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。

### ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」（資料4）に基づき提案内容の評価し、「技術点」を与える。

なお、予定価格を超過した場合は提案内容の評価は行わない。

### イ 入札価格等の評価

入札価格等については、「落札者決定基準」（資料4）に基づき、入札価格等に対する点数（以下、「価格点」という）を与える。

### ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

落札者の決定方法については、次に掲げる各要件全てに該当する入札者のうち、上記ア及びイで評価した「技術点」及び「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。

- ・ 価格点の基となる入札価格が、予定価格以下であること。
- ・ 提出された提案書に基づく技術点の獲得点が、技術点全体の6割（42点）以上であること。

ただし、入札者のうち、総合評価点の最高得点と同点で2者以上である場合は、次に掲げる方法により決定する。

- ・入札者それぞれの「価格点」、「技術点」が異なる場合  
「技術点」が高いものを落札者とする。
- ・入札者それぞれの「価格点」、「技術点」が同じ場合  
「技術評価における重要項目の点数」が高いものを落札者とする。  
重要項目は、技術評価の2とする。
- ・入札者それぞれの、「価格点」、「技術点」、「技術評価における重要項目の点数」が同じ場合  
別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

## 6 契約に関する事項

本件に関する契約書の案については、「業務委託契約書」（資料5）のとおりである。落札者と契約を結ぶ場合の契約条件については、「仕様書」（資料2）等のとおりとし、詳細については契約時に定める。

## 7 その他

- (1) 契約書の作成の要否 要
- (2) 違約金の徴収

落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないときは、契約規則第21条第2項により落札金額（落札金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

- (3) 本入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
- (7) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 本件入札の執行は、令和8年度予算が大阪市会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。